九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

政治的アリーナにおけるシステムとアクターの相克（六）：先進社会のイデオロギー

藪野，祐三
九州大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/2195

出版情報：法政研究. 67 (1), pp.145-168, 2000-08-10. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

政治的アリーナにおけるシステムとアクターの相克（六）

――先進社会のイデオロギー――

藪野祐三

プロローグ　二一世紀へのシフト（以上第六五巻第二号）
第一部　思想にみる「システム」と「アクター」の相克
第一章　ホッブスの苦悩（以上第六五巻第三―四号）
第二章　スミスの発見（以上第六六巻第一号）
第三章　マルクスの飛翔（以上第六六巻第三号）
第二部　構造の中のシステムとアクター
第四章　グローバル・システムの中のアクター（以上第六六巻第四号）
第五章　ナショナル・システムの中のアクター（以下本号）
第六章　ローカル・システムの中のアクター（以下次号）
エピローグ　二一世紀のテーマ

第五章　ナショナル・システムの中のアクター

(1)　主権と人権の相克

近代市民社会は、実態的な所有に代えて機能的な所有を前提とする仕組みを創造してきた。例えば、王権といえば、王という実態的な存在が支配をつかさどるというシステムを鋭角的に意味していた。しかし、王権と王制を正統化するために、王という具体的な支配者の存在そのものは、実は王権の上位に位置する他のシステムからの権限委譲によって成立しているというフィクションを必要とした。その具体的な事例は、王権神授説にある。王の権限でさえ、無条件に、そしてまた無前提にその存立基盤を持ちえた訳ではない。神という存在が機関としての王に支配を命じたという論理のプロセスこそ、王権神授説そのものの構造であった。いいかえれば、王制というシステム自身が、王の実態的所有によって成立しているのではなく、神からの権限委譲を受けた機能によって成立していたのだ。まさに、王制の実態的支配ではなく、神の命令による機能的支配こそが、王制そのものであったといえよう。

今一度、王権の機能化過程を具体的に見よう。例えば、イギリス名誉革命における議会の組織化は、王という実態的な個人とともに、あるいは個人に代えて、議会という機能的な組織が実効的な支配を貫徹しようとした始まりの一つだといえよう。国家を代表するのは、王なのか国民なのか。この攻めぎ合いこそ、近代社会における意思決定の機能化の歴史に他ならない。

その典型的な事例は、フランス革命に発見することができる。フランスという国家を象徴する存在は、国王なのか人民なのか。実態的な支配を巡る争いは、最終的には主権の代表を巡る争いへと変容し、ロベスピェールという指導者の前で、フランス国民はそれまで実態的な支配を貫徹していたルイ一六世をギロチンに掛けた。その間、王制のイデオロ

ギー的正統性は、王の座は個人的意図によって確定されているものではなく、あくまでも神によって授けられた権利であり、権限に過ぎないという論理によって担保されていた。そのことを考慮に入れれば、実態的、かつ個人的支配者であるとみなされていた王でさえ、より上位に位置する神の機関に過ぎないという論理が、王自身によって創造されていたのだ。反転させていえば、王でさえ、実態的支配から逃れる必要性を感じていたのかもしれない。そしてこの「逃れ」は、一方では王自身の責任を神に委ねることで軽減し、他方では王自身の責任を同じく神に委ねることでほしいままにすることができたのだ。

国家を代表する主権は、王によって担われるものなのか、あるいは人民によって創造される性質のものなのか。その間、王という個人でさえ、実は上位の神によって委任された権限として主権を代表しているに過ぎないという論理を維持し続けてきたことは、興味深い。端的にいえば、いかなる支配であれ、実態的な個人の意図として構造化するには、どのような人にとっても、重荷であったといえよう。逆にいえば、支配を実態的なものにすればするほど、支配を打倒しようという勢力にとって、敵の発見は極めて容易になるともいえる。敵からの安全を担保するためにも、支配は実態的ではなく、あくまでも機能的なものでなければならない。

このように整理してみると、ナショナル・システムは近代社会においてすぐれて主権の創造と、主権の組織化、ならびにその運用に多くのエネルギーを割いてきたといえよう。いや、このエネルギーの割き方こそ、近代の政治そのものに他ならない。(1)

主権は、一体誰のものなのか。あるいは主権はだれによって担われるべきなのか。この問いは、極めて明示的に、かつ端的にアメリカ大統領、リンカーンの言葉に集約されている。「人民の、人民による人民のための政治」というスローガンが、なぜこれほどまでに歴史的重みを持っているのか。実は、これほど端的に政治が理想とする構造を明示した言葉は、歴史上存在しないといっても過言ではない。

ナショナルというシステムは、主権という機関によって担われる。しかし他方、主権は人民によって担保されている。この無限円環は、主権と人権が同一物の二側面であることを語っている。イデオロギー的には、まさに主権と人権が同一物であるという条件を成立させたのが、国民国家というフレームであった。王でもなく、貴族でもなく、まさに国民自身によって構成されている国家こそ、近代の国家そのものに他ならない。

図式的にいえば、主権は人権によって創造され、人権は主権によって保護されるというイデオロギー的構図に、近代を見ることができる。そのことからいえば、システムの終極が主権であり、同じくアクターの終極が人権であるという認識を、とりもなおさず近代の政治構造の中に位置付けて置かなければならない。そしてまた、このシステムの極限としての主権と、同じくアクターの極限としての人権が、あたかも調和的に存在するとみなされ始めたのが、近代そのものであったに違いない。

しかし問題は、この時点から発生してくる。現実は、主権と人権は、それほどイデオロギー的であっても、相互依存的でありうるのか。確かに、主権と人権は相互依存の関係にあるものの、主権は人権を抑圧し、人権は主権を破壊しようとする。このように主権と人権が相互に対立し、その働きに齟齬をきたすケースこそ、経験的事象に違いない。

この両者の対立は、経験的な用語を使うなら、主権はナショナリズム＝民族主義に変容し、人権はインディビデュアリズム＝個人主義に結実していったのが、まさに近代であった。そのため、問題は、ナショナリズムと個人主義は、並存可能なのか否かという形で、整理することができる。(2)

確かに、ナショナルな運動を可能にする装置としてナショナリズムが誕生した。そしてまた、わたしたちは、このナショナリズムの運動の中に、多くの国民が溶解していく事例を、数多く知っている。例えば、植民地独立運動に典型的に見られるように、敵すなわち宗主国に向かっては植民地住民は団結する傾向が強い。民族自立の原則の下に、人々は団結する訳だ。しかし、一旦独立が完成すると、主権の名の下に宗主国と戦った主権者は、今度は逆に国民を抑圧する

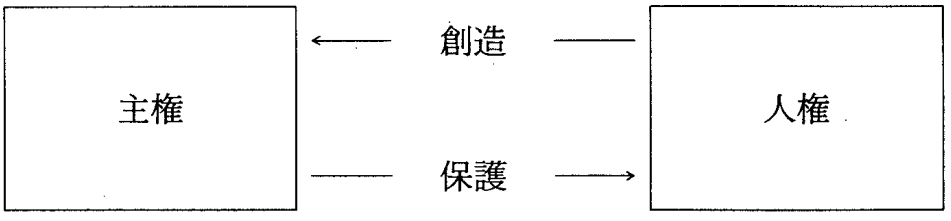

図６－１　人権と主権の相互関係図

ケースが頻繁に起こったし、現在でも起こっている。

この場合、主権は国民によって担保されるのではなく、主権者＝支配者という構図を描く。さらにこの構図は、外に向かっては開放の作用を果たすが、逆に内に向かっては抑圧の機能を果たす。端的にいえば、ナショナリズムと個人主義は両立するのか否かという旧くて新しい問題に直面することになる。

解放の原理は、そのまま抑圧の原理に転化する。しかし個人主義の原理をいかに押しすすめても、決して団結の原理は生まれてはこない。近代市民社会は、社会の集団化と個人化の相反する原理を同時に包摂することでしか、存続できなかったのかもしれない。

近代国家の統一をどのように果たしていくのか、それがまさに近代の政治史そのものであったに違いない。しかしこの歴史はまた、統合化と固体化の二つの運動を同時並行的に包摂していたのだ。

繰り返していえば、イデオロギー的には、この二つの原理の間に何の齟齬も存在しない。しかし実際の政治運営の中では、国民主権は国家主権へと昇化してしまうのだ。[3] その結果、国家と国民の乖離は、無限に続く。にも拘わらず、双方は他方の存在を否定しては、存続不可能なのだ。なぜなら、主権によって人権は保護され、人権によって主権の正統性が担保されているからだ。

このペーパーのテーマに則していえば、この時点でまさにシステムとアクターの相克が見え隠れし始めるのだ。個人は自由であろうとする。[4] しかし国家は自由を規制しようとする。にも拘わらず実態的所有が明示的に見えた中世と異なり、国家の所有者はすでにもう国王で

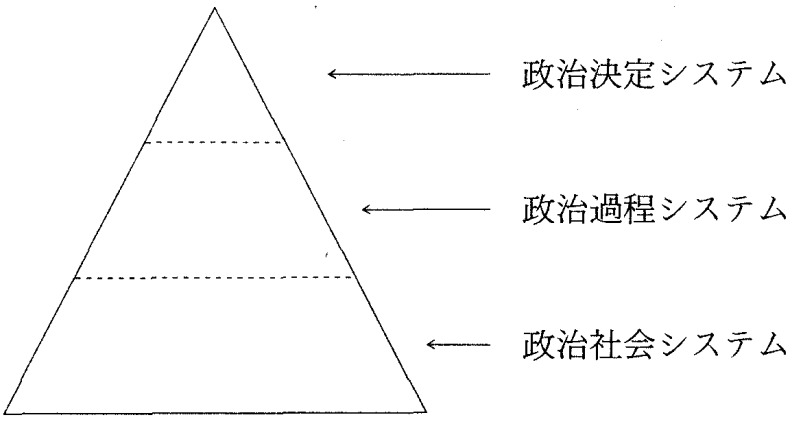

図６－２　政治システムの構造

はない。擬制としての民主主義が機能する限り、この矛盾は矛盾として現れることは、少ない。システムは抑圧と同義語になり、同じくアクターは解放と同義語になってくるのだ。(5)

(2)　国家システムと政党アクター

では、このシステムとアクターのイデオロギーとしての同一化と現実としての相克を、近代政治はどのように克服してきたのだろうか。この過程に、政治独特のシステム的運用を垣間見ることができる。端的にいえば、この国家と国民と双方を橋渡しする機能を担った組織として、政党が登場し始める。一般に政治システムは、三つのサブ・システムから構成されているといってよい。政治システムの一番上に、政治決定システムが位置し、一番下に政治社会システムが位置している。そしてその中間に政治過程システムが存在している。

経験的には、政治決定システムの中に位置付けられるのは、議会であり、内閣であり、そして大統領府であったりする。同じように、政治社会システムの中に位置付けられるのは、市民であり、市民団体であったりする。

政治過程システムとは、まさにこの中間に位置し、市民と議会の間を、あるいは市民団体と内閣の間を仲介する機能を担った組織として構造化されている。さらに具体的にいえば、まさに市民と議会の仲介をする意味で、政治過程システムと呼ぶことが

できる。この政治過程システムも、各論的にいえばさらに二つの層に分けることができる。政治過程システムの下層には、各種利益団体、あるいは圧力団体が位置している。それに対して上層には、政党が位置しているのだ。テキスト風にいえば、政党の利益・圧力団体との相違は、議会に代表を送り込む意図のない組織を利益・圧力団体と呼び、逆に意図のある組織を政党と呼ぶ。

では政党はどのような機能を果たしているのだろうか。[6] 具体的にいえば、市民は直接議会や大統領に自らの意見を伝達する訳ではない。そうではなく、一般的に機能を図式化すれば、市民は選挙というシステムを通して政治参加しているに過ぎない。選挙システムはまさに、政党の選択であり、選択された政党が与党として政治決定システムの機能を担うようになる訳だ。

このように整理して見ると、イデオロギー的に主権と人権の機能を往復しているのが、政党に他ならないという経緯が、極めて明示的となってくる。いいかえれば、主権と人権というシステムとアクターの相克は、経験的には政党という具体的なシステムによって、仲介され調停されている。そのため、現代においてさえ、政党は私的な組織なのか、公的な組織なのかについては、明確に規定することはできない。というのも、すでに述べたように政党は今日にあっても、人権を担保した私的な個人の利益を擁護するために、主権を担保した公的な組織である政府を支配しようとうする。[7]

政党システムの成立は、極めて近代的である。当然、政党システムそのものが、意図的に人権と主権の仲介者としての役割を、その成立当初から期待されてできあがったものではない。主権が個体的な王という個人から離れて、いよいよ機能的に変容しつつある中で、主権行為への市民の参加問題とともに、政党形成の主権の代弁機能をして成立してきたといえよう。

政治過程論の成立は、いうまでもなくアーサー・ベントレーにさかのぼる。二〇世紀初頭のアメリカは、工業化の中でいよいよ多様な利益団体を誕生させてきたのだろう。[8] 相互に異なる利益の全体的な調和を保つには、どのようにすれ

ばよいのか。ベントレーの苦悩は、単に実利的な意味での利益だけに留まらず、イデオロギーとして表出する理念の利益までをも含んでいる。[9]

今一度、システムとアクターの相克、より具体的にいえば主権と人権の相克を見てみると、この相克は決して抽象的な議論の場で論議された訳ではないという点に留意する必要がある。そのことは、あらゆる事柄に関していえることだが、抽象的なものは、単に抽象的なもの一般として存在する訳ではない。そうではなくて、あくまでも個別具体的な事実を通して抽象的な問題が可視化できるのだ。例えば、国家の一般的な主権というものは、決して存在しない。国家の一般的な主権は、必ずある特定の国家の主権が特定の政治運営の中で表出してくる性質のものなのだ。例えば、中国とイギリスの間で、アヘンの売買という具体的な行為の中から、抽象的な主権論議が発生し、ひいてはアヘン戦争に発展した経緯を見れば、そのことは容易に推測できる。

そのことからすれば、政治過程もまた、抽象的一般的な構造を、アメリカという特殊な空間で具体化したことになる。そしてまた、この政治過程の発露は、決して主権と人権の相克を一定の調和の状態に導くために創造されたものでも、決してない。その意味で、政治過程とは、まさに個別具体的に相克する利益状況を前提としてしか成立しない。[10]

ベントレーに戻ってみれば、主権という抽象的な作用が、個別具体的には、国家の権力作用に映ったし、さらに具体的にいえば、政府の統治行為に映ったに違いない。それに対して、人権もまた立法的行為によって保障される抽象的な人権でははく、個別具体的な状況の中で、個人の利益実現を阻害する要因の排斥という形態を取った。その意味で、主権は政府の統治行為に具体化するし、人権は経済活動の保障という条件によって具体化することになる。

例えば、政府の統治行為によって具体化する主権にあっても、確かに戦争行為のような非日常的な場面での機能は別としても、日常的には、決して政治的な支配行為をつかさどっている訳ではない。すでに第一章で見たように、アダム・スミスにあっては、政府の行為は国防・警察・公共事業に特化されていた。[11] 一九世紀の帝国主義の時代にあっては、

確かに国防と警察が特化された政府の働きであったに違いない。しかし一九三〇年代以降、俗にいうケインズ主義が広く世界の経済政策を誘導する時代に入って以降、政府の主たる働きは公共事業に大きく特化されてきた状況が見えてくる。その結果、主権の働きが政府の作用に具体化されるに従って、主権機能は公共事業という生活問題への広がりを持ち始める。[12]

同じことは、人権問題についてもいえる。一般に人権といえば、ともすれば政治参加を保障する機能を中心に考えがちだが、人権には政治的な意味での人権、すなわち法が専らとする人権に限定される訳ではない。例えば、生活保護機能は、生活権という空間での人権問題であり、労働もまた働くことを権利として認めた労働権としての人権という意味を帯びている。このように整理してみると、人権にはそれなりの幅があることが理解できる。[13]

ベントレーに戻ってみよう。ベントレーの働きを理解するためには、まず前提として主権と人権の相克が、政府の公共事業政策と市民の経済活動の相克という異なる次元の問題へと変容していくかを、理解しなければならない。そしてまた、この主権と人権という一種純粋にイデオロギーの働きが、そして純化された思想の働きが、手垢にまみれたダーティーな政治の世界の働きへと降下してくる過程こそ、政党の働きを分析する全面的な前提となっていることを、理解しなければならない。

では本来、政党とはどのような機能を社会に対して果たしているのだろうか。[14] もともと政党とは、英語でpolitical partyと呼ぶ。まさにその組織構成はpartyであって、文字通りpartという部分を意味しているに過ぎない。結社であって、決して政党そのものが社会全体を覆い包むことなど不可能なのだ。しかし社会主義政党にあっては、部分である政党そのものがシステムである体制を破壊し、変容できるという論理を生み出してくる。他方、体制維持のイデオロギーを保持する政党にあっても、それがあくまでも社会の部分ではないことをイデオロギー的に粉飾するために、国民政党という思想を創造してくることになった。部分である政党が、一方ではシステムを破壊し、他方では部分である政

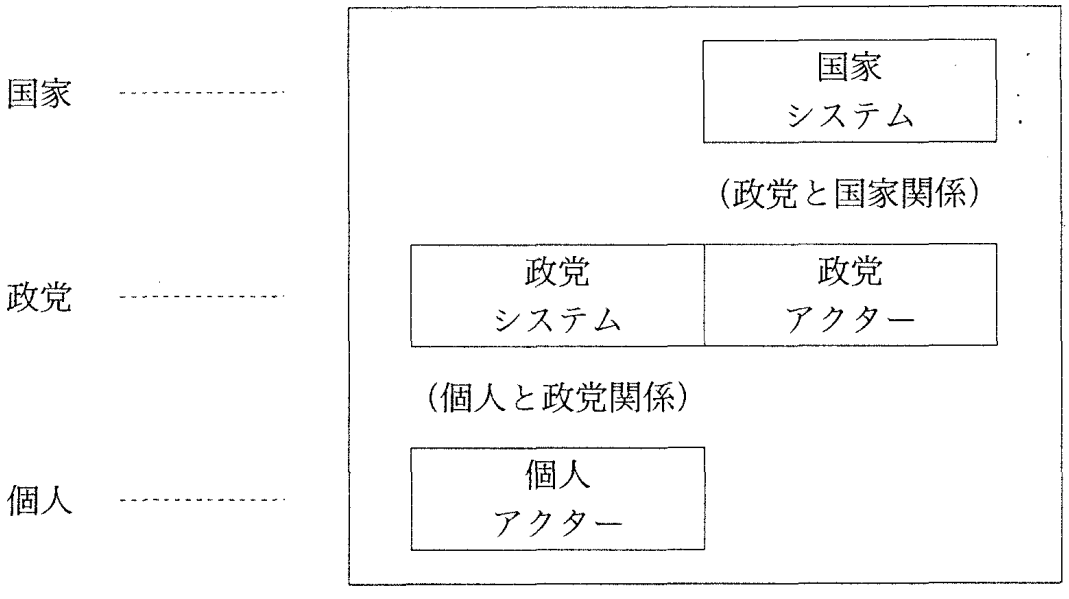

図６－３　国家・政党・個人の関係

党がシステム全体を代弁するというのだ。[15]

このように整理して見ると、政党とは極めてユニークな存在だといいくことに、気が付く。政党そのものがまさに、システムとアクターの仲介をするという機能を備えているが故に、政党自身がもつ極めて特異な構造が見え隠れするのだ。

端的にいえば、政党はアクターである個人にとっては、まったき意味でシステムという形態を取っている。他方、政党はシステムである国家に対しては、まったき意味でアクターとしての形態を取っている。

このようなシステムとアクターの中間に存在する仲介者としての組織は、近代社会が生み出した特質でもあるし、反面近代そのものの特徴を現す存在が、まさにこの仲介組であるともいえよう。

ところで、このような政党の機能も社会の条件によって大きく異なってくる。では、その社会の条件とは何なのか。社会的条件はまさに、社会的な財の豊かさに大きく規定されている。一般に政治機能は希少な価値の配分をつかさどる働きをもっているとされている。価値は、つねに社会的に希少な状態にある。そのことが、労働を社会が必要とする前提であり、財の希少性を巡って発生する紛争を解決する政治を、同じように社会が必要とする前提でもある。

ところで、価値が希少である場合、この問題を解決するには一般的に

いって以下の二つの方法しか存在しない。一つは、当然労働に励むことによって、自らが望む価値を手に入れるという方法だ。一般的に、この論理は「労働価値学説」の名でよく知られている。他方、価値の生産ではなく、価値の移動によって自己の満足を得る方法も識別することができる。税の配分がつかさどろうとする機能は、まさに価値の生産ではなく、移動に他ならない。

この二つの目的を果たすことを政治の専らの機能としてきた歴史がある。例えば、価値の生産を容易にするために、すでに述べたように、政府は公共事業をつかさどってきた。公共事業によって、とりわけ交通網が整備されその結果、移動の可能性が拡大し、引いてはそれが市場の拡大に連鎖してくるという論理の中で、政治は積極的に市場介入を果たしてきた。一般にいわれるように、公共事業によって市場は外部経済効果を期待するとことができるのだ。[16]

他方、税を徴収することによって、貧しい人々への価値の再配分を実施してきた歴史がある。一般に福祉といえば、この税の配分による豊かさの平準化を指していると考えられがちだが、福祉目的の一つに、完全雇用があることも忘れてはならない。完全雇用が実現すれば、雇用から十分な価値＝収入が得られることになる訳で、その結果、論理的にいって他の目的である価値の配分機能は必要ではないからだ。[17] そのため、福祉とは単に価値の再配分に留まらず、より積極的には価値生産のサポートシステムを創造することだと考えられている。[18]

興味あることに、社会が貧しい時代にあっては、このような政府機能を掌握することが、すなわち政治権力を掌握することが、豊かさを保障するファンダメンタルな闘争と考えられていた。そのため権力闘争は熾烈を極め、権力を奪取することが即時的に豊かになる方法であり、また自由になる方法でもあった。結果、政党の機能は権力奪取を目的とする組織として理解されたのだ。その結果、政党政治こそが政治学の基礎をなすものとみなされるようになった。とりわけ社会主義が誕生して以来、システム内部における権力抗争が単にシステム内部だけに留まらず、システムをも破壊し新たなシステムを創造しようとする政党までが、政党の類型に入れられるようになった。すなわち議会政党に加えて、

革命政党が誕生したのだ。

いずれにしろ、貧しい社会にあっては、政党がすべてであり、政党に依存する以外、豊かになる方法は存在しないといってもあながちいいすぎではない。その具体的事例は、豊かさが世界大的に社会的な目的となる一九三〇年代の状況に端的に見つけ出すことが可能だ。政治は、政党という仲介者を担保して価値配分機能として存在するのではなく、国家の権力を掌握しようとする国家の代替物となろうとし、価値配分機能ではなく、価値独占機能を担うようになった。そしてまた、この独占は市民生活の抑圧そのものを即時的に示したのだ。それはまた、暗い時代の特徴でもあった。[19]

それに対して、一九六〇年代以降の豊かな社会にあっては、個人は政治的チャネルを迂回して、豊かさを手に入れることができるようになった。豊かな社会の到来だ。その結果、政治は豊かさを保障する機能を失い始めたのだ。例えば、政治家になって政権を奪取し、その後に財の偏在を矯正するシステムを構築するという極めて迂遠な方法は、すでに若者の姿を現すには時代遅れのものとなった。

端的にいえば、政治的関心と選挙的関心が乖離し始めたのだ。一般に社会を改善する機能を果たすのが政治の役割だと理解されている。しかし社会を改善するために、選挙に参加する必要など、まったくなくなってきた。その意味で、社会は財の配分を政治に依存しなくなってきたのだ。ここにまったく新しいシステムとアクターの関係が創造され始める条件が、整備されることになったのだ。

(3)　システムを迂回するアクター

アクターは、政党というチャネルを通して政治的意思を表明し、政治決定に参加するというシステムは、まさに近代のものであり、また民主主義の現代的形態でもあった。問題は、政治機能にある。すでに述べたように、政治機能の中

には、二つの働きを発見することができた。一つは、価値生産を促進する公共事業による個人のサポートであり、他の一つは税制による価値の再配分による個人のサポートだ。この二つの機能は、まさにアクターである市民が経済的に、社会的に自立できる条件を政治が創造していく過程に他ならない。反転させていえば、政治はまさに政治を必要としなくなる条件を自らの機能によって実現しようとしているといえよう。自らを自らが否定する機能が政治には、隠されている。[20]

例えば、この過程は、具体的には、企業の国際化の中に発見することができる。すでに周知の通り、一九七一年にドル・ショックが起きている。それまでは、俗にいうブレトン・ウッズ体制が維持されていた。すなわち固定相場制の維持だ。しかし海外流出を繰り返す米ドルを保護するために、往時のニクソン大統領はドルと金の交換を停止した。一般にこれをドル・ショックあるいはニクソン・ショックと呼んでいる。相場が変動する以上、より安い原料、労働力などを求めて企業が一挙に海外展開を始めた訳だ。

ここでは、ドルの保護という政治機能と生産コストの削減という経済の機能が相互にナショナルな枠組の中では共存できなくなってくる状況が鮮明だ。多国籍企業が問題となり始めたのも、まさにこの時代の特徴であった。一般に多国籍企業には、次の二つのタイプがあるといわれている。その一つは、資源獲得型多国籍企業だ。この場合、注意しなければならない点は、資源とは必ずしも鉱物資源だけを意味している訳ではないという事実にある。というのも、一番考慮された資源は、まさに労働力資源なのだ。端的にいえば、安価な労働力を求めて企業が生産拠点を自国の外に求め始めた事例などは、労働力が生産資源の一つの要素として位置付けられているからに他ならない。[21]

他方、為替の変動制がもたらした経済活動の不安定性はそのまま国家の税収の不安定性に直結した。その結果、一般的によく知られているように一九八〇年代の世界は、新保守主義の時代へと突入したのだ。この時代に求められた最も主要な政策の一つは、民営化であった。例えば、民営化の先鞭をつけたイギリスにあっては、一九八五年にイギリス国

営鉄道を民営化したし、日本も同じように一九八七年に、国鉄をＪＲに移行させた。[22]

そもそも民営化とは、国有企業の株式会社化を意味しているが、基本的に可能な限りの経済活動を市場の原理に委ねようとする政策に他ならない。反転させていえば、企業は政治に依存するなというテーゼの確立だ。その意味で、企業のグローバル化が物理的な地理空間において、国家を迂回しようとしたのに対して、民営化は機能的な空間において、同じく国家を迂回することを意味している。

このような企業のグローバル化と民営化という現実を直視すると興味ある事実に出会う。すでに第Ｉ編で見たように、システムとアクターの相克には、スミス的自然調和主義とマルクス的対立主義の二つの方向性があった。スミスにあっては、アクターの利己的な行為がそのままシステムの安定につながるという論理が存在した。市民は禁欲の世界から開放され、利己的になることが、結果としてシステムの安定化をもたらす論理こそ、スミスのものでなければならない。

他方、マルクスは逆の論理を描こうとしたことを、忘れてはならない。アクターがアクターとして利己的になればなるほど、システムの安定化が保障されるのではなく、逆にアクターは意識するとしないに拘わらず、システム破壊、すなわち革命へと運動を展開し始めるのだ。すなわち、システム安定ではなく、システム破壊が醸成されるという論理こそ、マルクスのものであった。

では、二一世紀のナショナル・システムにあって、状況はスミス的であるのか、あるいはマルクス的であるのか。この課題は、それなりの重みを持っている。一定の結論からいえば、現在のナショナル・システムはマルクスの構図に近い。では、その理由とは何か。スミスにあっては、アクターが利己的になればなるほど、システムは安定し、結果として人々は豊かになることができた。その意味で、システムとアクターは調和的でありえた訳だ。確かにスミスの時代にあっても、企業は国家を超えようとしたことは、否定できない。もっと具体的にいえば、国家とは、経験的には政権党に他ならない。その意味で、企業は政党を超えることはなかったと言い換えることが可能だ。例えば、自由貿易論がさ

かんに論じられた状況を見ると、そのことは容易に理解できる。しかし往時にあっては、企業の海外直接投資などほとんど存在しなかった状況で、比較優位の原則に立って、ナショナル・システムの中に創造された市場相互の互換性を説いたに過ぎない。その意味で、アクターはアクターとして利己的に動機付けられているものの、ナショナル・マーケット内部でのみ、システムとアクターの調和が存在したに過ぎないのだ。その意味で、企業も政党も、ナショナル＝国民という枠組みの中で共存可能であった訳だ。

他方、アクターは果たしてシステムを破壊する意図をもっているのだろうか。ここでも一定の結論からいえば、アクターは決してシステム破壊の意図をもってはいないと理解した方が、現実に近い。興味あることに、現在の企業は国家というシステムを破壊する意図など、もってはいない。そうではなくて、逆に国家というシステムを超えていくのだ。この状況は夙にボーダーレス経済としてよくしられているところだ。不思議なことに、政治がサポートした経済というアクターが、成長し自立し、国家を超え始めるのだ。

このように整理して見ると、システムとアクターがスミスが描いたように調和的な関係にある訳ではなく、逆にマルクスが描いたように、意図せざる結果として、経済アクターは政治アクターを超えていくのだ。ただ、マルクスの場合、意図せざる結果として、システムを破壊するアクターが誕生する論理を描いたが、現代ではアクターが国家というシステムを無視して、あるいは迂回して新たな行動を取り始めているのだ。システムはシステムをサポートするアクターを育てようとしたし、アクターもまた自己にとって都合のいいシステムを創造するために、システム維持のコストを支払おうとした。しかし、アクターはまさに現状のシステムでは満足しなくなってきているのだ。その限りにおいて、マルクス的結果を生んではいない。しかし、意図せざる結果としてシステムと調和を保てない、あるいはシステムを迂回するアクターを誕生させているという意味で、現代はマルクス的であると結論づけることは可能だ。

繰り返せば、このアクターとシステムの関係は、当然調和的でもなければ、敵対的でもない。そうではなくて、まさ

に迂回的なのだ。果たしてシステムがアクターを迂回する条件は、極めて二一世紀的ではないのか。当然、アクターはアクターを条件付けるシステムが欠如した状態では、存続不可能であることには、違いない。結果、現状のシステムに飽き足らないアクターは、新たなシステムを創造しようとする。当面、ナショナル・システムを迂回したアクターは、グローバルなシステム条件の中で、自らの生存を模索し続けるに違いない。[23]

いずれにしろ、ここで確認しておかなければならない点は、アクターがシステムを迂回し始めているという事実であり、同時にこの事実に関する認識が、わたしたちの間で共有されているかどうか、必ずしも明確でないという事実なのだ。

ここで、システムとアクターの相克というテーマはまったく新しい局面を迎えることになる。歴史的にいえば、再三述べたように、システムとアクターは相互に反発しながら、しかし同じように相互に依存し合いながら、一定の調和を保ってきた。マルクスにあっても、例えアクターがシステムを破壊する行動に走るという図式を描いたものの、だからといって、決してアクターがシステムを迂回する構図を描いた訳ではない。

しかしさらに興味ある点は、アクターがシステムを迂回する状況をシステム自身も是認しなければならないし、またそうすることがシステムにとってメリットが大きくなるという矛盾が存在するという事実なのだ。

具体的に見よう。システムがアクターを支援しない限り、アクターの自立が不可能な時代にあっては、システムはアクターを包括しすべてのアクターをシステムの下に強力に統制しようとした。この経験的な事例は、まさに帝国主義の世界に発見することができる。帝国主義時代にあっては、たとえスミスが市場というシステムの自立性を説いたとしても、現実の市場にあっては、市場の自立ではなく政治による市場の保護と支援が機能したのだ。[24] その結果、すでに見たように政党自身も、市場を政治的に包括し保護し、指導し関係を築き上げようとした訳だ。いいかえれば、経済を国民という規模で包摂することが、結果として国家経済にとって必要不可欠であったといえよう。

他方、一九七〇年代以降の世界にあっては、変動する相場を巡って企業というアクターは国民という市場を飛翔して、他の国民経済に参入することで、その生存が担保できる状況が発生したのだ。ここでは、政治と経済の働きが極めて分極化してくる。一般に一九八〇年代は新保守主義の時代と呼ばれているが、変動する為替によって、アクターは多様な為替流通圏を自在に往来することができるようになった結果、政府の働きは大きな変容を迫られたのだ。経済というアクターを自由に往来させるには、当然国家規制の緩和が求められる。国家規制の緩和は、すなわち国家というシステムの役割を弱化させ、国家そのものの働きを規制強化から自由促進へと変質させることを意味している。

そしてまた、国家は自由を促進しない限り、いいかえれば国家機能を変容させなければ、国家自身の存在意義がなくなるし、また同時に経済自身が裨益してしまうのだ。経験的にいえば、システムは国家であり、さらに経験的にえいば、国家主権を握っている政党に他ならないし、アクターは経済セクターであり、さらに経験的にいえば、企業なのだ。果たして政党と企業の関係は、親和的でありうるのか。

実は双方の関係は、敵対的でもなければ、親和的でもなくなってくる。迂回することが、システムとアクターにとって共存するための条件となっていく。果たしてスミス的共存、マルクス的対立に対して、現在はまさにアクターのシステム迂回という第三の道を歩んでいる時代であることを、明確に認識しなければならない。にも拘わらず、もし理念的に整理するなら、現代の国家は意図せざる結果として国家を超えるアクターを創造するという意味では、マルクス的発想の範疇に留まっているといえよう。[25]

(4) 市民・国家・世界

さて、迂回という新たなアクター行動は、システムとアクターの相克のアリーナにどのような効果をもたらしている

のだろうか。それ以前にただ一点、注意を喚起しておかなければならないことがらがある。すなわちアクターはあくまでもシステムを迂回しようとしているに過ぎないのであって、システムを否定している訳ではないとう事実だ。この関係をより経験的にいえば、経済がどのようにグローバル化しようとも、国家の必要性が、さらに政府の必要性が減少し、不必要になるということは皆無だという事実だ。[26] 経済はあくまでも国家を、また政府を迂回しているに過ぎないのであって、依然として国家と政府のバックアップを必要としていることには、変わりはない。例えば、為替の安定化、資本需要の管理などは、もっぱら政府の仕事であり、国家の機能として存続していることを、わすれてはならない。

問題は、国家という政治システムによって包摂されていたアクターが、システムが提供する包括性から離反し、時にはその包括そのものを否定する方向へと運動を展開していった点にある。今一度、この最初に提起したシステムとアクターの相克を、主権と人権の文脈に翻って措定してみると、主権と人権が大きく相克し、ある状況下では、本来的に主権が擁護すべき人権が逆に主権によって大きく侵害されている場面が発生してくる。

すでに述べたように、このペーパーが想定しているシステムとアクターを媒介する機能を担保しているのが、政党そのものであった。そのことからすると、システムとアクターの相克を、二一世紀にむかって果たして政党は調停することができるかどうかという課題に突き当たる。

人権は個人によって具体化されるとすれば、主権は国家によって具体化される。さらに個人は生活者によって具体化されるとすれば、国家は政権党によって具体化される。この論理を押しすすめていけば、人権と主権は、以下の図のように具体化の論理を展開することができる。

この図から読み取ることが可能は方向は、人権はグローバル化に向かうが、主権はナショナル化に向かうという矛盾に他ならない。言い換えれば、人権は外方的であるとするなら、主権は内方的な作用を持ち始めているのが、現代だといえよう。と同時に、市民自身が企業の労働者であり、政党への有権者だという二重性を持つことになる。まさに、こ

人権―生活者―雇用・企業　vs　野党・与党―議会―主権
（国家を超える論理が働く）　（国家を超える論理が働かない）

└労働者 ― 市民 ― 有権者┘

図６－４　市民の二重性

の市民の二重性こそ現代を表象しているといえよう。

ではこの二重性を克服する方途は、どこにあるのだろうか。一定の結論からいえば、しばらくこの二重性に耐える以外方法はないに違いない。人権と主権は二〇世紀システムの中で、相互に豊かさを獲得するために、一定の親和性を担保しながら、近代を築き上げてきた。その集約が国民国家に他ならなかった。にも拘わらず、国民は市民へと変容し、外方性を持ち始めた一方、国家は主権の再規定を求めて内方性を持ち始めているのだ。もしこの二重性を克服する方法があるとすれば、それは主権を具体化している政党が、その機能を大きく変容させるという手段に尽きる。しかしその方法は、限られた時間の中で、ほぼ不可能な方法であることも、否定できない。例えば、政党員に外国人を許容することができるのか、政党の意思決定に外国との政党の共同決定が可能なのか。このような課題に、即座に応えられる政党など、皆無に近い。[27]

だとするなら、残された方法はマルチなチャネルを作ることだけだといえよう。市民自らに、国境を越える欲望があり、と同時に市民自らが、国境によって保護されたいとう欲望を持ち合わせている。この二重性は、国民と国家が豊かになったために、逆説的に発生した結果そのものなのだ。実は、必要なことは、市民自らがこの相互に矛盾する二つの方向を、二一世紀システムの中で共存させていることに、どれだけ自覚的であるかが、最大の問題なのだ。自覚的であればあるほど、マルチなチャネルを創造する必要性に自覚的になることができる。政党政治という近代のシステムは、二〇世紀システムの中では、人権と主権の共存を可能にするための優れた方法であった。しかし、果たして政党政治が市民の二重性を担保した二一世紀に機能的

でありうるのかどうか。

まさに自覚的であることによって、外方性をもったグローバル市民の立場を求めるとともに、内方性をもったローカル市民の立場を求める必要があるだろう。そのことを具体化するためには、グローバル市民の立場を可能にするシステムを、一方では創造していく必要があるし、他方ではローカル市民の立場を可能にするシステムを創造していく必要がある。と同時に、ナショナル市民としての立場も、相対的に担保されなければならない。

例えば、WTOという国際機関の集会に、グローバル市民の立場を担保したNGOの参加を認めるのか、あるいはWTOの決定によって経済的デメリットを直接受けるローカル市民の参加を認めるのか、そのことが問われ始めている。

ナショナル市民が、ともすればグローバル市民化し、またローカル市民化する時代にあって、さらにいえば、グローバル市民がそのまま即時的にローカル市民的でなければならないし、さらにローカル市民はそのまま、同時にグローバル市民でなければならない。

果たして、ナショナル・システムの中のアクターは、ナショナルに担保された組織である議会や内閣、さらに典型的には政党と、齟齬をきたし始めている。その結果、ナショナル・システムの中のアクターは、即座にナショナルの領域を脱出できる経済セクター（典型的には企業）と、ナショナル・システムの領域を脱出するとただちに存在意義を失う政治セクター（典型的には政党）に分裂することになる。このようなアクターは、自らの存在を可能にするナショナル・システムの外に、新たなシステムを創造しなければならない。そのことが、まさにナショナル・システムの中に残されたアクターの宿命に違いない。

このことを整理して理解すれば、いずれにしろナショナル・システムはマルクス的矛盾を担保したシステムであったことを、この章の確認としなければならない。

（1）例えば、マイネッケの『近代史における国家理性の理念』、中央公論社『世界の名著三〇巻』（中央公論社　一九六五年）を、参照。

（2）近代国民国家形成期にあっては、一方では国民を無限に民族に統合化しようという運動と、他方では国民を無限に個人に固体化しようという相互に矛盾する運動が並存していたといえよう。例えば、ネイションというまとまりを指向した運動はよく知られているところだが、他方、個人主義は英語でindividualismというがinは不可能という言葉とdivideは分割という言葉の造成後がindividualismの語源だとされている。これ以上、社会を分割できない最終単位として個人主義が位置付けられている。まさに交互に離反する運動が近代の国家を形成する運動論の契機となっている。藪野祐三「国民国家の統合と分裂」、藪野祐三『先進社会＝日本の政治Ⅰ』（法律文化社　一九八七年）、所収。

（3）興味あることに、社会主義運動にあっても、最終的には国家社会主義という形で、社会主義を国家が担う場合も歴史的に登場してくるし、また社会主義を無政府主義が担おうとした場合も歴史的に登場してくる。このように近代化過程における思想は、国家の論理が担おうとした場合と、個人が担おうとした場合が並存していることも、忘れてはならない。

（4）このように、国家形成の中で、市民としての立場がどのように形成されるかについては、名著がある。Cf., Reinhard Bendix, *Nation-Building and Citizenship: the Study of Our Changing Order* (Berkley: University of California Press, 1977).

（5）どのようにして、近代国民国家が形成されたかについては、とりあえず以下参照。Charles Tilly ed., *The Formation of Nation States in Western Europe* (Princeton: Princeton University Press, 1978), Leonal Tiverty ed., *The Nation-State:the Formation of Modern Politics* (Oxford: Robertson, 1981).

（6）民主主義には、一般的にいって二つの形態があるとされている。それは、直接民主主義と間接民主主義だ。さらに後者は、議会制民主主義とも呼ばれている。テキスト風にいえば、議会制民主主義は、イギリスの名誉革命によってそのシステムが完成したといわれている。興味あることに、まさにこの間接民主主義のシステムが、市民＝人権と国王＝主権を仲介するシステムとして、政党政治システムを誕生させた訳だ。政党論には、おびただしいほどの文献があるが、基本となる文献は、以下に限られる。Cf., Giovanni Sartori, Parties and Party Systems: A framework for analysis (Cambridge: Cambridge University Press, 1976). 岡沢憲芙・川野秀之訳『現代政党学　Ⅰ・Ⅱ』（早稲田大学出版部　一九八〇年）。

（7）卑近な例でいえば、介護という以前であれば極めて私的な領域が、公的サービスとして公的な領域の問題に転化している。私を守ることが、公の役目となる状況こそ、現代の政治的構造を再編する必要性を生んでいるといえよう。この公と私の領域区分については、藪野祐三「イデオロギーとしての公共政策」法政研究六五巻一号（一九九八年）、藪野祐三「イデオロギーとしての市民」法政研究六六巻二号（一九九九年）を参照。

(8) 例えば、一八九〇年にイギリスとアメリカの工業生産高の順位が入れ替わり、アメリカが世界第一位の地位を占めるようになっている。このように、一九世紀末から二〇世紀初頭に掛けてのアメリカは、いよいよ世界最大の工業国に変容にあった。藪野祐三『先進社会＝日本の政治II』(法律文化社　一九九〇年)、六二、六三頁参照。

(9) Cf., Arther F. Bentley, *The Process of Government* (Massachusettes: Havard University Press, 1967, 1st ed., 1988).

(10) 政治過程論は、確かにベントレーによって創造されたが、決して彼は主権と人権の相克を調停するシステムとして、政治過程を描いた訳ではない。ましてや、主権と人権という法制度的観点から、紛争を分析しようとした訳でもない。あくまでも彼にとって、相互に離反する経済的利益の調停機能として、政治過程を描いたに過ぎない。その意味では、主権と人権は、経済的利益実現のアリーナとして描かれている。ただ、注意しておくべき点は、イギリスにおける議会制民主主義の成立とアメリカにおける政治過程の成立の同異点だ。強いていえば、イギリスにおける議会制民主主義はどちらかといえば、階級的利害対立を前提とした装置であるのに対して、アメリカ民主主義は、どちらかといえば集団利害対立を前提とした装置であるという点に、両者の相違を認めることができる。詳しくは、藪野祐三『先進社会のイデオロギー』(法律文化社　一九八六年)一二四―一二六頁参照。

(11) アダム・スミス『諸国民の富』「第五編　主権者の義務的経費について」(岩波書店　一九九六年)参照。

(12) 例えば、主権の侵害といえば、即座に戦争行為を付随させた。主権の侵害は、その意味で領土的な関心と表裏一体の関係にあった。しかし二一世紀の現在、主権は経済行為との関係で問題にされる場合が多い。例えば、一九世紀から二〇世紀前半にあっては、同盟はともすれば領土確保を目的とした軍事同盟をすぐれて意味したとすれば、二〇世紀後半から二一世紀にかけては、統合はともすれば地域経済圏確保を目的とした経済統合をすぐれて意味している。このように、軍事同盟から経済統合へという時代の変化の中に、主権の具体的なあり方の変化を読み取ることができる。この過程は、すでに前章の「グローバル・システムの中のアクター」の中で、多国籍企業論として、詳しく触れた。

(13) 人権には、誤解を恐れずにいえば、以下の三つの働きがあるのではないか。その三つとは、政治空間を占める人権、経済空間を占める人権、そして社会空間を占める人権だ。政治権とは、政治参加の権利、具体的には投票権を意味しているとすれば、経済権とは、労働する権利、具体的には雇用の平等化の権利を意味しているといえよう。他方、社会権とは、生活保障を受ける権利、具体的には生活権を意味しているといえよう。従来、ともすれば日本では、政治権だけを人権として捉えてきた歴史がある。その結果、労働権や生活権を人権の範疇に入れるケースは少なかった。しかし、人権の中には、多様な内容があることを、確認しておかなければならない。

(14) 政党を政治システムの中で分析する方法を、一般的に政治過程論と呼ぶが、この方法論は、すでに上げたベントレーが、政党論を政治過程論として位置付けた時点から始まっている。

(15) 興味あることに、二〇世紀には、この政党の下部組織性を否定すべく、社会主義国家では政党が国家を超える論理を成立させている。具体的には、旧ソ連の共産党、現在の中国共産党の立場を見ればその間の事情は、容易に理解することができる。党幹部が国家官僚より上位に位置付けられているし、党大会が国家の意思を決定している。

(16) スミスの時代から公共事業の必要性は十分に認識されていたが、二〇世紀になるまで、それが財政運用のために不可欠な機能として認識されることは、ほとんどなかった。その意味で、まさにケインズがこの面でのパイオニアとしての地位を占めることになった。

(17) この間の経緯については、藪野祐三『先進社会＝日本の政治II』（法律文化社　一九九〇年）に詳しい。

(18) この間の事情については、藪野祐三『先進社会の国際環境II』（法律文化社　一九九八年）に詳しい。

(19) その結果、自由という精神的な開放を得るために、政治参加によって自由を手に入れるのではなく、文学という精神行為によって、自己を逃避しようとする精神構造が一般的となった。まさに暗い時代の特徴がここに読み取ることができる。

(20) ユートピア思想そのものが、政治機能によって期待されている場合、当然ユートピアの実現はそのまま政治機能、すなわち価値の権威的配分機能を停止することを意味している。このような方向を技術ユートピアと呼ぶことが出来る。藪野祐三『先進社会のイデオロギー』（前掲書）、二四七―二五〇頁を参照。

(21) 多国籍企業については、すでに前章で、詳しく触れた。

(22) 例えば、先進諸国の民営化については、藪野祐三『先進社会＝日本の政治―構造崩壊の時代―』（法律文化社　一九九〇年）を参照。

(23) この経済アクターのグローバル化の過程については、以下参照。James N. Rosenau, and Ernest-Otto Czempiel eds., *Governance without government: order and change in world politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992), Susan Strange, *The Retreat of the State: The Diffusion of Power in the Modern Economy* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996).

(24) ここにマルクス主義国家論が登場する経緯が、潜んでいた。Cf., Bob Jessop, The Capitalist State: Marxist Theories and Methods (Martin Robertson, 1982). 田口富久治・他訳『資本主義国家―マルクス主義的諸理論と諸方法―』（御茶の水書房、一九八三年）。

(25) 興味あることに、グローバル時代とも国際化時代ともいわれながら、政党だけが国際化し得ない組織として、二一世紀にも存続していくアイロニーを意識しない訳にはいかない。政党を国際化するには、欧州議会のように、国家主権を超えた枠組みの組織化が必要であるに違いない。

(26) さらに正確にいえば、政府が不必要になるのではなく、政府の機能が変容しなければならないといった方が、状況の説明には、

より適切だといえよう。Cf., Susan Strange, *The Retreat of the State: the Diffusion of Power in the Modern Economy, op., cit.*

(27) 興味あることに、国家は政権党というアクターによって国家機能を実態化しているが、国家そのものもまた、機能変容を迫られている。その典型の一つが、地方分権論議に他ならない。一九八〇年代に始まった行政改革は、単に国家の改造だけに留まらず、分権というシステムを導入することによって、主権の性質そのものさえ、変容させようとしているし、またその方向に変容する以外、国家システムの存続は、極めて不確かなものになるといえよう。例えば、松下圭一『日本の自治・分権』(岩波新書　一九九六年)、松下圭一『政治行政の考え方』(岩波新書　一九九八年)、松下圭一『自治体は変わるか』(岩波新書　一九九九年)。また、行政改革については、以下参照。David Osborne and Ted Gaebler, Reinventing Government. 野村隆監修、高地高司訳『行政革命』(日本能率協会マネジメントセンター、一九九二年)、片岡寛光編『国別行政改革事情』(早稲田大学出版部　一九九八年)、白川一郎・富士通総研経済研究所『行政改革をどう進めるか』(NHKブックス、一九九八年)。